



中津市監査委員告示第 3 号

令和4年2月25日付け中監第655号で提出した財政援助団体監査の結果に関する報告に対し、中津市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月18日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

# 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 元気会</p> <p>[補助金等名] 中津市周辺地域振興対策事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 三光支所 地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金交付申請書について、補助金の額を1,532,000円として申請しているが、詳細を説明している添付書類「事業に係る費用の内訳」では合計額が1,506,000円となっており26,000円の相違がある。いずれが正しいか説明を求める。 なお、同じ内訳書類が添付されている事業計画書についても同様である。</p> <p>② 実績報告書中の資材費の支払い「コスモス種子代」他110,700円に関しては、2020年9月30日付請求書及び2020年10月9日付領収書が添付されその額を証明しているが、団体名義普通貯金通帳では「10月9日現金110,650円」と支出が記録されている。 業者発行の領収証等が正しければ50円の支出不足となるが、これについての説明を求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金概算払請求書について、令和2年7月、9月、令和3年1月と三度の分割請求があったが、いずれの請求書も件名を「令和元年度」と誤った記載をしている。 単純な記載誤りと思われるが、三度とも見過ごすとは如何なものか。チェック体制を見直し適正な事務処理を行うよう求める。</p>	<p>① ご指摘の補助金額については、交付申請書に記載の「1,532,000円」が正しいです。添付書類「事業に係る費用の内訳」の園路整備の中で40kgプレートのリース代25,300円と雑費700円の合計26,000円について記載漏れがありました。事業計画書も同様です。 今後は、細心の注意を払い適正な事務処理に努めます。</p> <p>② ご指摘の金額については、請求書及び領収書の金額が正しいです。 原因について調査した結果、計画当初に取得した見積書の金額が「110,650円」で記載されていたためその額を口座から引き出していました。その後、実際の請求額が110,700円であることが判明し、不足分の50円については立て替え払いしたものの、通帳から当該50円の引き出しを失念していました。 支出不足額については、令和4年2月10日付けで出金処理をし修正しました。今後は、細心の注意を払い、適正な事務処理に努めます。</p> <p>① ご指摘のとおりです。今後は、課内のチェック体制を強化し、再発の防止に努めます。</p>	

# 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 我ら三光飛ばし隊実行委員会</p> <p>[補助金等名] 中津市周辺地域振興対策事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 三光支所 地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金の対象事業「八面山野外音楽堂での野外フェスの実施」について、当初事業計画では有観客による野外ライブを計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン配信と一部無料招待による開催となっている。また、これに伴い支出計画も大幅に変更されている。 これは中津市周辺地域振興対策事業補助金交付要綱第10条に規定される補助事業内容の変更にあたり、補助事業変更等承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない事案である。要綱に沿った適切な事務処理を行われたい。</p> <p>② 本件経理事務について、団体名義の普通預金通帳を通した出入金は市補助金の受入れと一括出金の2件のみである。清算書によれば5件440,000円の協賛金受領と7件1,246,136円の経費支払いが行われているが、通帳を通していないため不透明な状況となっている。 また、通帳を使わずに長期間現金での管理となっていることも不適切である。 不正や現金事故を防ぎ、収支経過を明確化できるよう、適正な事務処理を行うよう求める。</p> <p>③ 我ら三光飛ばし隊実行委員会規約第8条において会長及び副会長の設置が定められているが、会計処理に関する定めがない。 長年に渡り地域に根差した活動を続け、平成25年度以降数十万円規模の市補助金を受けながらイベント等を実施していることから、会計事務には公正な執行と明確な説明責任が求められる。 よって会計職及び監査職の設置、会計監査や総会の実施に関する規定を設けるべきと考えるが検討を求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項) 特に指摘すべき事項はなかった。</p>	<p>① ご指摘のとおり、本来であれば規定に基づき事業内容の変更承認を受ける必要がある事案でした。 今回は、イベントをオンライン開催に変更する判断時期が遅くなったことに加え、支出計画が大幅に変更する必要があることが判明したのが、イベント開催直前となったため、事前の変更申請の提出が出来ませんでした。 今後同様の事案が発生した場合には、速やかに変更申請ができるよう、早めに判断し補助金交付要綱に基づいた適正な事務処理を行います。</p> <p>② ご指摘のとおりです。今後は現金の管理にあたっては必ず通帳を経由させ、収支経過を明確化した適正な事務処理を行うように努めて参ります。</p> <p>③ ご指摘のとおりです。会計監査職の設置及び会計監査や総会の実施に関する規定を設けるよう令和4年3月末までに規約の改正を行います。</p>	

# 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] きらり三光</p> <p>[補助金等名] 中津市周辺地域振興対策事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 三光支所 地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金の交付を受け、八面山もみじウォーク等を主催する団体「きらり三光」は、中津市が設置要綱を定め委員報償費を支出して活動する「三光周辺地域振興対策推進会議」と同一の活動体である。 よって、中津市が設置する組織に同市が補助金を交付していることとなり、補助対象として不適切な状況にある。 同団体の活動は、自らの地域を活性化させ、地域づくりに貢献する大変意義あるものであり、その実現のためにも、同じ枠組みであっても三光周辺地域振興対策推進会議とは別の団体を設置し補助金の交付を受け、活動を進めていただきたい。 合わせて、会計事務の明確化のため、組織構成に会計・監査の役職を設け適切な会計処理が行われるよう改善を求め。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>特に指摘すべき事項はなかった。</p>	<p>① ご指摘のとおりです。今後は別の団体として設置し、活動を進めていきます。合わせて組織構成に監査の役職を設け、適正な会計処理に努めます。 また、団体の事務局を三光支所地域振興課が兼ねることから、公金取扱いマニュアルに基づいた適正な事務処理の遂行に努めて参ります。</p>	